

復旧・復興まちづくりサポーター制度 制度要綱

1. 制度の趣旨

- ・都市の安全に関する取組（①堆積土砂排除事業、②復興まちづくりのための事前準備）に関して、他の地方公共団体へノウハウを伝授できる地方公共団体職員・OBを「復旧・復興まちづくりサポーター（以下「サポーター）」として登録するとともに、サポーターからノウハウを受け継ぎ自らの対応力を高め、相互の意見交換等を通じて全国的に取組を波及させる一助となりたいと考える地方公共団体（以下「パートナー都市）」からなる「都市安全ネットワーク（以下「ネットワーク）」を形成することで、全国における取組の推進・質の向上を図る。

2. 用語の定義

- ・この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - ①堆積土砂排除事業
 - ・「都市災害復旧事業国交補助に関する基本方針」（昭和37年8月14日建設省都発第194号）における堆積土砂排除事業
 - ②復興まちづくりのための事前準備
 - ・「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」（平成30年7月、国土交通省都市局）に則した取組またはこれに類する取組

3. サポーター

○サポーターの役割

- ・都市の安全に関する取組の推進を図ろうとするパートナー都市に対し、セミナー等における講演・個別の取組への助言等の実施等により、サポーターの有する知見・ノウハウを提供することにより、取組を支援する。

○サポーターの要件

- ・以下の（1）及び（2）の両方を満たす地方公共団体職員またはOBであること。
 - （1）都市の安全に関する取組についての経験・ノウハウを有するものとして、以下の①または②の項目毎に、それぞれ以下の事項を満たすこと。
 - ①堆積土砂排除事業
 - ・これまでに、堆積土砂排除事業の実施に携わった経験を有すること。
 - ②復興まちづくりのための事前準備
 - ・これまでに復興まちづくり計画の策定に関する業務に携わった経験または復興まちづくりのための事前準備に関する業務に携わった経験を有すること。
 - （2）サポーターとして適さない特段の事情がないこと。

○サポーターの募集

- ・事務局（都市局都市安全課）は、原則として1年に1回、全国の地方公共団体の担当部署に対して募集を実施し、書面等にて登録の申請を受け付ける。

- ・上記に限らず、申請があった場合は随時受け付けるものとする

○サポーターの登録・公表

- ・事務局は、申請の際に提出された書面等に基づき、上記の要件を満たすことが確認できた場合にサポーターの登録を行う。
- ・事務局は、サポーターの登録を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、公表する。

○登録の更新・解除

- ・サポーターとして登録される期間は、登録日から翌々年の3月31日までとし、辞退の申し出がない限り、自動延長するものとする。
- ・事務局は、辞退の申し出があった場合及びサポーターの要件を満たさないことが判明した場合は、上記の期間にかかわらず、サポーターの登録を解除することができる。

4. パートナー都市

○パートナー都市の役割

- ・各地方公共団体における都市の安全に関する取組について、サポーターによる支援の活用やネットワーク内での意見交換等の実施によりノウハウを継承・共有し、ネットワークに参加する地方公共団体の相互の取組の推進・質の向上を図る。

○パートナー都市の要件

- ・本制度の趣旨に賛同し、ネットワークへの参加を希望する地方公共団体（担当部署において、本制度への参加について、組織として意思決定されたもの）

○パートナー都市の募集

- ・事務局（都市局都市安全課）は、原則として1年に1回、全国の地方公共団体の担当部署に対して募集を実施し、書面等にて登録の申請を受け付ける。
- ・上記に限らず、申請があった場合は随時受け付けるものとする。

○パートナー都市の登録・公表

- ・事務局は、申請の際に提出された書面等に基づき、上記の要件を満たすことが確認できた場合にパートナー都市の登録を行う。
- ・事務局は、パートナー都市の登録を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、公表する。

○登録の更新・解除

- ・パートナー都市として登録される期間は、登録日から翌々年の3月31日までとし、辞退の申し出がない限り、自動延長するものとする。

5. その他

○事務局の役割

- ・事務局は、サポーター及びパートナー都市の間の相互の連携が図られるよう、必要な連絡調整・情報提供に努めるものとする。
- ・事務局は、サポーターからパートナー都市に対する支援が円滑に行われるよう、必要な連絡調整・情報提供に努めるものとする。
- ・事務局は、1. の趣旨を踏まえ、原則として毎年連絡会議を開催する。

○申請様式

- ・サポーター及びパートナー都市の登録の申請に必要な書面等の様式は別に定める。

以上